セミナー



# 廃棄物処理政策における課題と方向性

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 TAKAZAWA Tetsuya
産業廃棄物課 課長補佐 高澤哲也

## 廃棄物処理政策の変遷

廃棄物処理法は、公害が顕在化し、環境保全対策としての廃棄物処理が求められる中、清掃法を全面改正する形で1970（昭和45）年に制定されました。

1990年代に入ると、廃棄物のリサイクルが課題となり、廃棄物処理法が改正され、リサイクル制度の検討が開始されました。また、ダイオキシンが社会問題となりダイオキシン特別措置法などができました。

2000年以降は、循環型社会づくりに向け３Ｒを推進するため、循環型社会形成推進基本法が制定され、また、個別リサイクル法が制定・施行されました。一方、不法投棄対策として産廃特措法もできました。

今般、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会では、1997（平成9）年の廃棄物処理法の改正以降の施行状況について点検がなされ、循環型社会の一層の推進に向けて総合的な検討が行われています。

## 産業廃棄物処理の現状

３Ｒの推進により、再生利用率は着実に上昇しており、最終処分量は減少傾向にあります。一方、産業廃棄物処理施設の手続きの規制強化等により最終処分場の新規許可件数は年間30件程度にとどまっており、残余容量は減少傾向です。

産業廃棄物処理施設の整備促進のためには、関係者間（処理施設設置事業者、行政、住民や関係市町村）でリスクコミュニケーションを図り、施設の透明性を確保することが重要です。（図1）

マニフェスト制度に関しては、平成3年の法改正により、特管産廃について、マニフェストの使用が義務化され、また、平成9年の法改正では、全ての産業廃棄物について使用が義務づけられ、同時に電子マニフェスト制度が創設されました。それ以降も、平成12年、15年、17年に、マニフェスト制度の改正が行われています。（図2）

行政処分の強化、廃棄物事犯の取締り強化等により、「不法投棄量」、「不法投棄件数」は減少傾向を、「行政処分件数」、「廃棄物事犯の検挙件数」は増加傾向にあります。

産業廃棄物構造改革の一環として、優良処理業者を育成するための評価制度を設けており、適合確認を受けた業者数は、国の制度によるものが280となっています。また、優良性評価認定を受けていることを入札要件としている事例も増えつつあります。（図3）

3Rの推進に向けた「広域認定制度」については、認定件数、処理量とも年々増加しています。

廃棄物焼却施設の余熱利用は、地球温暖化対策にも資する取組です。

図1 廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション

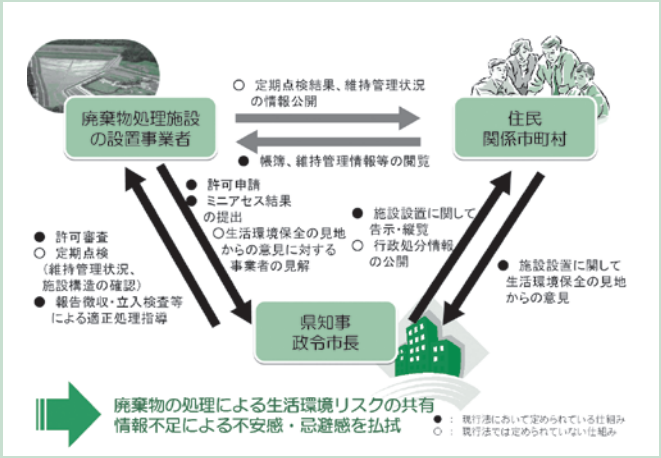



図2 マニフェスト制度の改正の変遷

| 平成9年～17年の法改正の変遷 | |
|---|---|
| （御参考）平成3年 | ・マニフェスト義務付けを法制化（特管産廃のみ）<br>・建設廃棄物について、マニフェスト使用の自主的取組 |
| 平成9年 | ・全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用義務づけ<br>・電子マニフェスト制度の創設 |
| 平成12年 | ・マニフェストにより最終処分がなされたことまで確認することを義務づけ |
| 平成15年 | ・事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準を創設 |
| 平成17年 | ・マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表、命令措置の導入<br>・産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存義務づけ |

## 専門委員会報告書(案)

現時点の報告書（案）では、廃棄物処理制度に関する論点を検討する際の「基本的視点」として以下の4点が挙げられています。

- ●適正な循環的利用の推進
- ●排出事業者責任の充実
- ●処理業者による適正処理の確保
- ●現場での機動的な対処を重視した仕組みづくり

「制度の見直しの主な論点」としては、９つの論点について、それぞれ「現状と課題」「見直しの方向性」が記述されています。

（講演では、報告書（案）本文について説明されたが、ここでは見出しを以下に記述します。）

### 専門委員会報告書(案)において「見直しの方向性」として盛り込まれた項目

**1.排出事業者責任の強化･徹底**
- ●適正な自ら処理の確保　●適正な委託処理の確保
- ●排出事業者の明確化

**2.廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進**
- ●許可基準の明確化及び合理化　●処理基準の適正化
- ●産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化
- ●許可業者が行政処分等を受けた場合の対応
- ●産業廃棄物処理業者の優良化

**3.廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備**
- ●安定型最終処分場対策の強化
- ●廃棄物処理施設の透明化
- ●異常が生じた廃棄物処理施設への対応
- ●設置者が不在となった廃棄物最終処分場対策
- ●廃棄物最終処分場の施設整備

**4.不法投棄等の対策の強化･徹底**
- ●行政処分の強化　●罰則の強化　●残存事案への対応

**5.適正な処理が困難な廃棄物対策の一層の推進**

**6.排出抑制と循環的利用の推進･徹底**
- ●多量排出事業者処理計画制度の充実　●地域における取組
- ●広域認定制度等の充実　●熱回収の推進

**7.地方自治体の運用**
- ●住民同意･流入規制　●許可手続きに要する書類

**8.廃棄物の輸出入**
- ●廃棄物の輸入　●廃棄物の輸出

**9.低炭素社会との統合**



セミナー会場の様子

### 講演者プロフィール

**講演1「環境立国に向けて」**

講師:庄子 幹雄(しょうじ･みきお)

1961年に鹿島建設株式会社入社、2005年に副社長退任後、顧問就任。2008年からオリックス株式会社顧問も務める。1996年からユタ大学名誉教授。2005年よりマサチューセッツ工科大学客員教授。07年特定非営利活動法人 環境立国 理事長。

**講演2「廃棄物処理政策における課題と方向性」**

講師:高澤 哲也(たかざわ･てつや)

1992年厚生省入省。農林水産省農村振興局を経て、2006年4月から環境省水･大気環境局土壌環境課課長補佐、09年7月より環境省廃棄物･リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐。

### 図3 産業廃棄物処理業者優良性評価制度の施行状況

